

2016年6月改訂（第2版）  
2015年2月作成（第1版）

貯法 室温保存、密閉容器

承認指令書番号	26動薬第1084号
販売開始	2015年2月

## 動物用医薬品

### マクロライド系抗菌剤

要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

# チルミン®散5%

®登録商標

【成分及び分量】 1g中に、チルミコシンリン酸塩を50mg(力価)含有する。

【効能又は効果】 有効菌種 アクチノバシルス・プルロニューモニエ、マイコプラズマ・ハイオニューモニエ、  
バクテロイデス・マルトシーダ  
適応症 豚：肺炎

【用法及び用量】 飼料1t当たりチルミコシンリン酸塩として下記の量を均一に混ぜて、7日間経口投与する。  
豚：50～200g(力価)

【使用上の注意】  
(基本的事項)

#### 1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- (1) 本剤は、要指示医薬品であるので、獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- (2) 本剤は、効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- (3) 本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。なお、用法・用量に定められた期間以内の投与であっても、それを反復する投与は避けること。
- (4) 本剤の使用に当たっては、治療上必要な最小限の期間の投与に止めること。
- (5) 本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物(豚)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して下さい。

豚：食用に供するためにと殺する前4日間

(使用者に対する注意)

- (1) 作業時には、防護メガネ、マスク、手袋等の防護具を着用し、眼、鼻、口等に入らないよう注意すること。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- (1) 食品と区別して保管すること。
- (2) 使用の期限を過ぎたものは使用しないこと。
- (3) 小児の手の届かないところに保管すること。
- (4) 本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。
- (5) 誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
- (6) 使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- (7) 本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

#### 2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- (1) 誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- (2) 飼料等に混合する際は、マスク等を着用し、粉じん等を吸い込まないように注意すること。
- (3) 取扱い後、顔や手を石鹸と水で洗うこと。
- (4) 万一眼に入った場合には、直ちに水でよく洗うこと。万一刺激が持続するようであれば、医師に相談すること。

(豚に関する注意)

- (1) 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

(取扱い上の注意)

- (1) 開封後、使用残が生じた場合は吸湿や異物の混入を避けて保管し、できるだけ早く使い切ること。

(専門的事項)

#### 1. 重要な基本的注意

- (1) 薬剤摂取に支障のある食欲低下の認められる豚では十分な効果が期待できないため、なるべく早期に治療すること。

注意—獣医師等の処方箋・指示により使用すること  
注意—使用基準の定めるところにより使用すること

【包装】

チルミン散5% 20kg(ポリエチレン内装クラフト袋)

【製品情報お問い合わせ先】

DSファーマアニマルヘルス株式会社

〒541-0053 大阪市中央区本町2-5-7 <https://animal.ds-pharma.co.jp>

【製造販売元】

DSファーマアニマルヘルス株式会社

大阪市中央区本町2-5-7

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記〔製品情報お問い合わせ先〕に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。

製造番号：

使用の期限：